組合通信 あゆみ 第199歩 2026年10月号

組合ホームページでも随時情報発信中です、是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合 検索

ホームページQRコード→

秋も深まり、朝夕には心地よい涼しさを感じる季節となりました。木々も少しずつ色づき始め、澄んだ秋空や金木犀の香りに、季節の移ろいを感じる頃となっております。



10月は過ごしやすい季節である一方、朝夕と日中の寒暖差が大きく、体調を崩しやすい時期でもあります。皆様も、服装の調整や十分な休息など、日々のご健康にはくれぐれもご留意ください。

◆育成就労制度内容と今後のスケジュールについて

2027年4月から始まる「育成就労制度」は、3年間の就労を通じて即戦力となる仕事のスキルと日本語能力を育成し、特定技能1号への移行につなげていくことが目的となっている制度です。
これまでの技能実習制度から「人材育成」と「人材確保」をより明確にした仕組みへと変わり、人手不足が深刻な産業分野に対して将来にわたって活躍する働き手を確保する「外国人材が日本で働きながら技能や日本語能力を身につけ、その後のキャリアにつなげていく」流れがより重視されています。



1 育成就労制度（2027年4月開始）

外国人材を計画的に育成し、将来の特定技能1号への移行につなげる制度です。

- 在留期間：原則3年間
- 就労開始前に日本語講習（A1相当）を受講
- 働きながら技能と日本語力を習得
- 育成就労終了後、一定の要件を満たすと特定技能1号へ移行可能

2 特定技能1号

一定の専門性・技能を持つ人材として、即戦力として働くことができます。

- 在留期間：通算5年を上限
- 分野ごとの技能評価試験に合格
- 日本語能力：A2相当（JLPT N4等）
- 家族の帯同：原則不可

3 特定技能2号

より高度で熟練した技能を持ち、長期的に日本で活躍することができます。

- 在留期間：更新回数の上限なし
- 分野ごとの技能評価試験に合格
- 日本語能力：B1相当（JLPT N3等）
- 家族の帯同：可能（配偶者・子）

育成就労実施者（受入れ企業）からみた 制度上の手続きスケジュール 2026年9月～2027年8月



2027年4月1日以降の技能実習生の経過措置（タイムスケジュール）



■出入国在留管理庁装った詐欺にご注意

2026年10月1日からの出入国在留管理庁へのオンライン申請時の手数料の納付方法が変更されます。

これに伴い、**入管を装って手数料の支払いを求める詐欺メール等が増加**しています。

塀組合では手続きを組合側で行っているため、手数料の支払いを受入れ企業様、技能実習生、特定技能外国人に直接支払いを求めるメールなどがいくことはございません。

出入国在留管理庁が「クレジットカード決済を求める」「QRコード決済を求める」「紙の納入通知書等を郵送して支払いを求める」「在留許可手数料以外の「管理費などを請求する」などのメールが来た場合は対応する必要はありません。

もし、不明な点や、確認をしたいことがある場合には、組合担当者までご連絡ください。



■住民税の特別徴収について



受入れ企業様においては技能実習生や特定技能者に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

また、退職・帰国(出国)するときには、住民税の納め忘れがないよう、受入れ企業の方から**「残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収」**や**「自身に代わり税金の手続きを行う納税管理人の選任」**についてご確認いただきますようお願いします。

■組合へのLineでのご連絡について

弊組合では公式Lineを開設しております。

お友達登録の際には、右の登録QRコードをご利用ください。

◆公式Lineの利用例

- ●組合より実習実施者の皆様へお願いする諸書類の送付(責任者講習修了証、36協定書、賃金台帳等)
- ●技能実習生の顔写真の送付　等

■特定技能外国人の2026年6月末時点の在留者数と受入上限について

特定技能では各分野において受入れの上限が設定されています。今回、新たに**2026年6月末時点の在留者が公表**されましたのでご案内いたします。

2026年4月に新規受け入れを停止した外食業ですが、現在も新規受付は停止したままで、上限の追加などに関する動きもない状況となっています。

現時点で外食業は、停止前までに申請されたものに対して上限に達するまで許可を行うのみとなっているそうです。

現在の増加ペースから単純計算で試算すると、**2029年3月末より早く上限に到達しそう**なのは、下記の中で**60%超える分野が、申請停止になる可能性がある**と考えられます。

上限人数に達すると特定技能外国人の新規受入れ手続きが停止となってしまいます。

組合としても随時情報発信をしてまいりますので、受入れ企業の皆様におかれましては、計画的な受入れの検討をお願いいたします。

分野名 (主要なものを抜粋)	特定技能1号 2026年6月時点 在留者数	特定技能1号 受入れ上限人数に対する在留者の割合
介護	79,884人	63.0%
工業製品製造業	62,033人	31.1%
建設	**52,132人**	**68.6%**
自動車整備	5,235人	55.7%
農業	**44,050人**	**60.1%**
飲食料品製造業	**100,769人**	**75.5%**
外食業	**49,060人**	**98.1%(新規停止)**

今後の行事予定	
10月2日(金)	入国前説明会
10月7日(水)	技能実習生配属(インドネシア)
10月8日(木)	技能評価試験:鉄工試験(基礎級) 場所:㈱丸北工業
10月13日(火)	技能実習生入国
10月16日(金)	農業試験勉強会
10月20日(火)	技能評価試験:農業試験(基礎級) 場所:成田国際文化会館
10月27日(火)	技能実習生帰国対応(ベトナム)
10月28日(水)	技能実習生帰国対応(インドネシア)

(発行) 鹿島人材養成事業協同組合　〒314-0254　茨城県神栖市太田523-27　TEL 0479-46-0444
http://www.ns-group.co.jp/kkumiai/